

○弓削商船高等専門学校数理・データサイエンス・AI教育
プログラムに関する規則

制 定 令和5年3月17日

最終改正 令和7年1月28日

(趣旨)

第1条 この規則は、弓削商船高等専門学校（以下「本校」という。）における数理・データサイエンス・AI教育プログラム（以下「本プログラム」という。）に関し、必要な事項を定める。

(教育目的)

第2条 本プログラムは、数理・データサイエンス・AIの基礎的素養を学生に対して修得させるとともに、意欲ある学生に対して自らの専門分野に応用できる力を修得させることを目的とする。

(履修対象者)

第3条 本プログラムは、本校の本科に在籍する学生（以下「学生」という。）を対象とし、聴講生、科目等履修生及び単位互換履修生を除く。

(履修方法)

第4条 本プログラムは、授業科目の履修に係る特別の手続きを必要としない。

(修得レベル, 授業科目及び単位数)

第5条 本プログラムに、基礎的素養を修得する「リテラシーレベル」及び応用力を修得する「応用基礎レベル」を設ける。「リテラシーレベル」の授業科目及び単位数は、別表1、「応用基礎レベル」の授業科目及び単位数は別表2のとおりとする。

(修了要件)

第6条 本プログラムにおけるリテラシーレベル及び応用基礎レベルの修了要件は、第5条に定める各学科における授業科目をすべて修得することとする。

(修了認定)

第7条 本プログラムの修了認定は、教務委員会において行う。

(修了証の交付)

第8条 第6条の修了要件を満たした学生に修了証を交付する。

2 修了証の様式は、別記様式のとおりとする。

附 則

この規則は、令和5年3月17日から施行し、令和3年度入学生から適用する。

附 則

この規則は、令和7年2月1日から施行し、令和3年度入学生から適用する。

別表1 (第5条関係)

令和3年度入学生以降

学科	科目名	学年	単位数
商船学科	情報処理1	1年	2
	情報処理2	2年	1
電子機械工学科	情報処理1	2年	2
	情報処理2	3年	2
情報工学科	基礎情報工学	1年	2
	情報工学実験1	1年	4

別表 2 (第 5 条関係)

令和 3 年度～令和 5 年度入学生

学科	科目名	学年	単位数
商船学科	数学 1	2 年	4
	数学 2	2 年	2
	情報処理 2	2 年	1
	数学 1	3 年	4
	数学特論	3 年	2
	応用数学	5 年	2
電子機械工学科	数学 1	2 年	4
	数学 2	2 年	2
	数学 1	3 年	4
	数学特論	3 年	2
	情報処理 2	3 年	2
	情報処理 3	4 年	2
	応用数学 2	5 年	2
	情報処理 4	5 年	2
情報工学科	数学 1	2 年	4
	数学 2	2 年	2
	プログラミング 1	2 年	4
	数学 1	3 年	4
	数学特論	3 年	2
	アルゴリズム	3 年	1
	応用数学 3	4 年	2
	メディア情報処理	4 年	2
	人工知能	5 年	2
	データサイエンス	5 年	2

令和6年度入学生以降

学科	科目名	学年	単位数
商船学科	数学1	2年	4
	数学2	2年	2
	情報処理2	2年	1
	数学1	3年	4
	数学2	3年	2
	応用数学	5年	2
電子機械工学科	数学1	2年	4
	数学2	2年	2
	数学1	3年	4
	数学2	3年	2
	情報処理2	3年	2
	情報処理3	4年	2
	応用数学2	5年	2
	情報処理4	5年	2
情報工学科	数学1	2年	4
	数学2	2年	2
	プログラミング1	2年	4
	数学1	3年	4
	数学2	3年	2
	アルゴリズム	3年	1
	応用数学3	4年	2
	メディア情報処理	4年	2
	人工知能	5年	2
	データサイエンス	5年	2

修了証

氏名 ○○○○

生年月日（元号） 年 月 日生

あなたは、弓削商船高等専門学校において「数理・データサイエンス・AI
教育プログラム（○○レベル）」を修了したことを認める。

（元号） 年 月 日

独立行政法人国立高等専門学校機構

弓削商船高等専門学校長

氏 名 印